ハ　航空機（無人航空機に限る。）
ニ　イからハまでに掲げるものの附属品、イからハまでに掲げるもの若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置
二　前号イからニまでに掲げるものに係る機械修理業
三　第一号ハに掲げるものを使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
四　ロケット又はその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
五　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項及び四の項に掲げるものの製造業
六　核原料物質の鉱業
七　電気業（核燃料物資を用いるものに限る。）

○外務省告示第二十号

国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第三百六十五号）に関し、同決議附属書B五に基づき、事前に国際連合安全保障理事会の許可を得ることによって加盟国が許可することが可能となるイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を次のとおり指定する。

平成二十八年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

別表第一号から第五号までに掲げる貨物若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品（以下「貨物等」という。）のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売、移転、提供又は当該貨物等のイランにおける製造、維持若しくは使用

別表

一．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（一）に掲げる銃砲のうち、加農砲、榴弾砲、加農砲若しくは榴弾砲の特性を兼ね備えた火砲、迫撃砲又は多連装発射ロケットシステムであって、七十五ミリメートル以上の口径を有し、主に間接照準射撃により地上目標を攻撃できるもの
二．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（二）に掲げる爆発物又はこれらを発射する装置のうち、次に掲げるもの
（一）誘導又は非誘導ロケット及び弾道又は巡航ミサイルであって、弾頭又は破壊兵器を搭載する能力を有し、二十五キロメートル以上の射程を有するもの、これらのロケット又はミサイルを発射するために特に設計又は改造されたもの、並びにこれらのミサイルの特徴を有する遠隔操作機（前号及び次号から第五号に掲げるもの並びに地対空ミサイルを除く。）
（二）携帯式地対空ミサイル（ＭＡＮＰＡＤＳ）
三．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（七）に掲げる軍用車両のうち、次に掲げるもの
（一）高度路外機動力及び高度自己防衛能力を有する装軌式又は装輪式自走装甲戦闘車両であって、空車重量が十六．五トン以上あり、口径が七十五ミリメートル以上の高初速度直接照準主火砲を装備したもの
（二）装甲防護を施した、路外走行能力を有する装軌式、半装軌式又は装輪式自走車両であって、四人以上の歩兵分隊輸送用に設計及び設備されたもの又は口径十二．五ミリメートル以上の兵器若しくはミサイル・ランチャーを一体式若しくは固有装備したもの
四．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（八）に掲げる軍用船舶のうち、次に掲げるもの
（一）基準排水量五百トン以上の船舶又は潜水艦であって、兵装又は軍事用の装備を施したもの
（二）基準排水量五百トン未満の船舶又は潜水艦であって、二十五キロメートル以上の射程を有するミサイル又はこれと同等の射程の魚雷の発射機能を装備するもの
五．輸出貿易管理令別表第一の一の項中欄（九）に掲げる軍用航空機のうち、次に掲げるもの
（一）固定翼又は可変形態翼の航空機であって、誘導ミサイル、非誘導ロケット、爆弾、火器、火砲その他の破壊兵器を使用して目標攻撃できるように設計、装備又は改造されているもの（これらの航空機の派生型であって、電子戦、防空制圧又は偵察専門の任務を果たすものを含むが、主に訓練用航空機として開発されたもので、上述の設計、装備又は改造されていないものを除く。）
（二）対機甲、空対地、空対水中又は空対空の、誘導又は非誘導兵器を以て標的を射撃できるよう設計、装備又は改造された回転翼の航空機であって、これら兵器の統合射撃統制及び照準システムを有するもの（偵察又は電子戦専門の任務を果たすこれら航空機の派生型を含む。）

○外務省告示第二十一号

国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第三百六十五号）に関し、同決議附属書B六に基づき、資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を別表のとおり指定する。

平成二十八年一月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

（別表）

23個人

1．フェレイドン・アッバース・ダヴァニ
FEREIDOUN ABBASI-DAVANI
称号：不明
役職：Senior Ministry of Defence and Armed Forces Logistics (MODAFL) Scientist（国防軍需省（ＭＯＤＡＦＬ）上級科学者）
生年月日：(a)1958年(b)1959年
出生地：アバダン、イラン
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
指定日：2007年3月24日（2014年12月17日改訂）
その他の情報：応用物理学研究所と関係を有し、モフセン・ファフリザーデ・マハバディ（9．に指定した個人）と緊密に協力。

2．アズィーム・アーガージャーニー（別名：(a)アズィーム・アドハジャーニー(b)アズィーム・アガージャーニー）
AZIM AGHAJANI (a.k.a.: (a)Azim Adhajani (b)Azim Agha-Jani)
称号：不明
役職：国連安保理決議第1747号（2007年）により指定されたコッツ部隊司令官であるカセム・ソレイマニ少将の指揮下にあるイスラム革命ガード（ＩＲＧＣ）コッツ部隊のメンバー。
生年月日：不明
出生地：不明
国籍：イラン
旅券番号：(a)6620505、イラン発給(b)9003213、イラン発給
ＩＤ番号：不明
住所：不明
指定日：2012年4月18日（2014年12月17日改訂）
その他の情報：イランから武器及び関連物資の輸出を禁じた国連安保理決議第1747号（2007年）の5の規定の違反を手助けした。